

フォローアップ報告に対する女子差別撤廃委員会の見解について

平成 23 年 12 月
内閣府男女共同参画局

1. 経緯

- 我が国は女子差別撤廃条約の締結国として、条約の実施のためにとった措置について国連の下に置かれた女子差別撤廃委員会に定期的に報告し、その審査を受けている。
- 本年 8 月、我が国の第 6 回政府報告に対して同委員会が平成 21 年に出した最終見解において 2 年以内に報告を求められた事項（暫定的特別措置、民法改正）についてフォローアップ報告を提出した。（別添 3）
- 本年 10 月、我が国のフォローアップ報告が同委員会で審査され、今般、見解が送付された。（別添 1、2）

2. 女子差別撤廃委員会の見解の概要

（1）暫定的特別措置

評価：委員会の勧告が履行されている。

勧告：第 3 次男女共同参画基本計画の成果等について、次回定期報告（平成 26 年 7 月）に含めること。

（2）民法改正

評価：委員会の勧告が部分的に履行されている。（改正案が政府により準備されたことを評価）

勧告：民法改正法案成立のために講じた措置を 1 年以内（平成 24 年 11 月）に報告すること。

NATIONS UNIES
HAUT COMMISSARIAT AUX DROITS DE L'HOMME



UNITED NATIONS
HIGH COMMISSIONER FOR HUMAN RIGHTS

Téléfax: (41-22) 917 90 08
Téléphone: (41-22) 917 9301
Internet www.ohchr.org
E-mail: cedaw@ohchr.org



Address:
Palais des Nations
CH-1211 GENEVE 10

REFERENCE: AA/follow-up/Japan/50

4 November 2011

Excellency,

In my capacity as Rapporteur for Follow-up on Concluding Observations of the Committee on the Elimination of Discrimination against Women (CEDAW), I have the honour to refer to the examination of the sixth periodic report of Japan at the Committee's forty-fourth session, held in July 2009. At the end of that session, the Committee's concluding observations were transmitted to your Permanent Mission (CEDAW/C/JPN/CO/6/Add.1). You may recall that in paragraph 59 of the concluding observations, the Committee requested Japan to provide, within two years, further information regarding the specific areas of concern identified by the Committee in paragraphs 18 and 28 of the concluding observations.

The Committee welcomes the information submitted by Japan on 5 August 2011 under the CEDAW follow-up procedure (CEDAW/C/JPN/CO/6/Add.1). At its fiftieth session, held in October 2011 in Geneva, the Committee examined the information provided by Japan and adopted the following assessment.

The Committee **welcomes the implementation** of the recommendation made in **paragraph 28**, and further recommends that the State party include **in its next periodic report** detailed information on the outcome of the Third Basic Plan for Gender Equality. The Committee also recommends that, in light of this outcome, the State party indicate the additional measures taken to reach gender equality.

.../...

H. E. Mr. Yoichi OTABE
Permanent Representative of Japan
to the United Nations
Chemin des Fins 3
P. O. Box 337
1211 Geneva 19

Fax: 022 788 38 11

The Committee considered that the recommendation made in **paragraph 18** concerning discriminatory provisions in the Civil Code and in the Family Registration Law **had been partially implemented**: while the draft law, which amends parts of the Civil Law and the Family Registration Act (tentative name), includes setting the same minimum age for marriage for both men and women, introducing a system to allow the retention of separate family names for spouses and equalizing shares in succession between a child born in wedlock and a child born out of wedlock, it does not provide for the abolition of the six-month waiting period required for women before remarriage and has not yet been adopted by the Cabinet.

Therefore, the Committee recommends that the State party provide, **within one year**, additional information on:

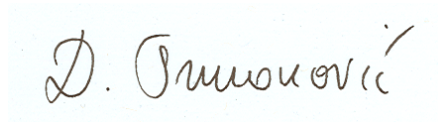
a) Actions taken with respect to the adoption of the draft law amending the Civil Code, which sets the minimum age for marriage at 18 for both women and men; allows for the choice of surnames for married couples in line with article 16 (g) of the Convention; and equalizes shares in succession between a child born in wedlock and a child born out of wedlock; and

b) Actions taken with respect to the preparation and adoption of legal provisions abolishing the six-month waiting period required for women but not men before remarriage.

The Committee looks forward to pursuing its constructive dialogue with the authorities of Japan on the implementation of the Convention.

Please accept, Excellency, the assurances of my highest consideration.

Yours sincerely,

A handwritten signature in dark ink, reading "D. Šimonović", is centered on the page. The signature is written in a cursive, flowing style.

Dubravka Šimonović
Rapporteur on follow-up
Committee on the Elimination of Discrimination against Women

(別添 2)
(仮訳)

2011年11月4日

在ジュネーブ国際機関日本政府代表部
特命全権大使
小田部 陽一閣下

女子差別撤廃委員会（CEDAW）の最終見解のフォローアップ報告者として、2009年7月の女子差別撤廃委員会第44会期における日本の第6回政府報告の審査について、言及させていただく。会期終了時、委員会は（日本の政府報告に対する）最終見解を貴代表部に送った（CEDAW/C/JPN/CO/6/Add.1）最終見解では委員会は日本政府に対し、パラグラフ18及び28に含まれる勧告の実施に関し、更なる情報を2年以内に提出するようパラグラフ59で要請した。

委員会は女子差別撤廃条約のフォローアップ手続に基づき、2011年8月5日に日本から提出された（最終見解に対する）情報（CEDAW/C/JPN/CO/6/Add.1）を歓迎する。2011年10月にジュネーブにおいて開催された委員会第50会期において、委員会は日本政府から提出された同情報を審査し、以下の評価を採択した。

委員会は、**パラグラフ28の勧告の履行を歓迎するとともに**、日本政府に対し、**次の定期報告**に第3次男女共同参画基本計画の成果について詳細な情報を盛り込むことを勧告する。また委員会はその成果を踏まえ、日本政府がジェンダー平等実現のためにとった追加的措置を示すことを勧告する。

委員会は民法及び戸籍法の差別的規定に関する**パラグラフ18**の勧告について、**一部履行されたもの**と判断する。民法及び戸籍法の一部を改正する法律案（仮称）は婚姻適齢の男女統一、選択的夫婦別氏制度の導入、嫡出である子と嫡出でない子の相続分の同等化を内容とする一方、女性だけに課せられている6か月の再婚禁止期間の廃止を規定しておらず、内閣でまだ採択されていない。

それゆえ、委員会は日本政府に対し、1年以内に以下の追加的情報を提供するよう、勧告する。

- a) 男女共に婚姻適齢を18歳に設定すること、女子差別撤廃条約16条1(g)の規定に沿って夫婦に氏を選択を認めること、嫡出である子と嫡出でない子の相続分を同等化することを内容とする民法改正法案の採択について講じた措置
- b) 女性だけに課せられている6か月の再婚禁止期間を廃止する法律規定の準備及び採択について講じた措置

委員会は女子差別撤廃条約の実施について日本政府と建設的な対話を継続することを期待している。

閣下に敬意を表します。

女子差別撤廃委員会
フォローアップ報告者
ドゥブラヴカ・シモノビッチ

女子差別撤廃委員会の最終見解に対する日本政府コメント 概要

総論：フォローアップを求められた各勧告事項に共通する取組について

- ・ 最終見解や条約に関する周知の取組。
- ・ 男女共同参画会議に監視専門調査会を新設し、最終見解の実施状況のフォローアップを強化。
- ・ NGO との意見交換会を実施。

パラ 18 について

【女子差別撤廃委員会最終見解(2009 年 8 月 7 日)】

18. 委員会は、男女共に婚姻適齢を 18 歳に設定すること、女性のみ課せられている 6 カ月の再婚禁止期間を廃止すること、及び選択的夫婦別氏制度を採用することを内容とする民法改正のために早急な対策を講じるよう締約国に要請する。さらに、嫡出でない子とその母親に対する民法及び戸籍法の差別的規定を撤廃するよう締約国に要請する。委員会は、本条約の批准による締約国の義務は、世論調査の結果のみに依存するのではなく、本条約は締約国の国内法体制の一部であることから、本条約の規定に沿うように国内法を整備するという義務に基づくべきであることを指摘する。

- ・ 嫡出でない子の相続分に関する民法の規定についての最高裁決定。
- ・ 民法及び戸籍法の一部を改正する法律案（仮称）を第 174 回国会内閣提出予定法律案として登録（2010 年 1 月）。国会提出のための閣議決定は行われず、国会には未提出。
- ・ 男女共同参画会議 2010 年 7 月答申及び第 3 次男女共同参画基本計画において家族法制の整備について記載。同計画の広報活動を実施。

パラ 28 について

【女子差別撤廃委員会最終見解(2009 年 8 月 7 日)】

28. 委員会は、本条約第 4 条 1 及び委員会の一般勧告第 25 号に従って、学界の女性を含め、女性の雇用及び政治的・公的活動への女性の参画に関する分野に重点を置き、かつあらゆるレベルでの意思決定過程への女性の参画を拡大するための数値目標とスケジュールを設定した暫定的特別措置を導入するよう締約国に要請する。

1. 第3次男女共同参画基本計画の策定と暫定的特別措置の取組強化について
 - ・ 意思決定過程への女性の参画を拡大するための数値目標とスケジュールを設定したゴール・アンド・タイムテーブル方式のポジティブ・アクションを導入。
 - ・ 最終見解において指摘された分野については、男女共同参画基本計画（第2次）よりも数値目標項目数を増やし（5項目→19項目）、重点的に取り組む。

2. 政治分野への女性の参画の拡大

- ・ 内閣府特命担当大臣（男女共同参画担当）から各政党や地方会議長会に対する要請文の発出。内閣府副大臣から政党幹事長への要請。
- ・ 女子差別撤廃条約30周年記念行事として、全国の女性首長が一堂に会する集会を開催。
- ・ 全国知事会議において、地域における男女共同参画の推進を知事に強く要請。

3. 行政分野への女性の参画の拡大

- (1) 国家公務員への女性の参画拡大に関する取組
 - ・ 役職段階ごとの数値目標を設定。各府省においても採用・登用に関する数値目標を設定。女性国家公務員の採用・登用の拡大の推進。
- (2) 地方公務員への女性の参画拡大に関する取組
 - ・ 各地方公共団体に対し、女性職員の採用、登用等の拡大に向けた取組の更なる推進を要請する通知を発出。
 - ・ 各都道府県知事・政令指定都市市長に対し、ポジティブ・アクションの導入等を文書により要請。

4. 雇用分野における女性の参画の拡大

- ・ ポジティブ・アクションに取り組む企業に対する相談や情報提供、中小企業に対するコンサルタントの派遣等による支援。
- ・ 公共調達において、男女共同参画等に積極的に取り組む企業に加点する仕組みを初めて導入。

5. 学術分野における女性の参画の拡大

- ・ 女性教員の採用割合に関する数値目標設定を含めた、各大学における取組の促進。
- ・ 女子学生・生徒の理工系分野への進路促進。
- ・ 女性研究者が働きやすい環境整備。

6. あらゆるレベルでの女性の参画の拡大

- ・ 地域や農山漁村等のあらゆるレベルで期限と数値を設定した様々な成果目標を設定。
- ・ 各団体（経済団体、労働組合、協同組合、教育・研究機関、専門的職業お

よび職能団体、業種別全国団体、PTA、スポーツ団体、市民活動団体等）
に対して、より実効性のあるポジティブ・アクションの導入や女性が1人も
登用されていない組織の解消等に向けた働きかけの実施。

7. 推進体制等の強化

- ・ 男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会（ポジティブ・アクションWG）の議論・報告。
- ・ 男女共同参画推進連携会議（ポジティブ・アクション小委員会）の取組。

8. 広報啓発活動の強化

- ・ ポジティブ・アクションの推進をテーマとした広報啓発の強化。